

令和3年4月22日  
開会 10時00分

○江上議長

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして本日の議事運営における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のお願いを申し上げます。2月の定例会と同様に、迅速な議事進行ため、質疑、討論並びに説明答弁は、簡潔明瞭に行っていただきますようお願いを申し上げます。また、部門ごとの議案審議とし、執行部の議場への出席人数を極力抑え、議案に応じて、執行部の入替えを行いますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、定足数の確認をいたします。議員定数16人中、ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。なお、秦浩議員から欠席届が出ておりますことを申し添えさせていただきます。それでは、令和3年第1回宗像地区事務組合議会臨時会は成立をいたしましたので、ここに開会いたします。

直ちに会議を開きます。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会議事件説明のため、伊豆組合長を初め、関係職員各位の出席を求めております。

本日の議事日程は、お手元に事前に配付したとおりでございます。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定に基づき、3番上野崇之議員、4番石田まなみ議員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、諸報告及び議案概要説明を行います。伊豆組合長から、令和3年第1回臨時会招集に当たり、報告事項があれば受けます。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様改めまして、おはようございます。議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本臨時会にご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国各地で感染の拡大や変異種の増加が続いております。当組合におきましても、感染予防の徹底を図りながら、緊張感を持って事業継続に努めてまいりたいと考えております。

では本日、令和3年第1回臨時会の開催に当たりまして、本臨時会で提案する議案の概要説明をいたします。

第13号議案は、監査委員の辞職に伴いまして、新たに監査委員を選任する必要がありますので、その同意を求めるものでございます。

続きまして第14号議案は、公用車の事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

いずれも重要な案件でございますので、何とぞよろしくご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○江上議長

以上で、伊豆組合長からの挨拶並びに報告を終わります。

次に日程第4、第13号議案 監査委員の選任についてを議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

第13号議案について説明をいたします。議案書の右下に議案番号を付しております。以降の議案説明の際も、そちらをご確認ください。では、議案書の第13ページをお開きください。

第13号議案、監査委員の選任について。宗像地区事務組合監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。令和3年4月22日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

住所 福津市東福間3丁目3番10号

氏名 井上和宏

生年月日 昭和35年1月31日

提案理由 宗像地区事務組合監査委員として選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

本件は、監査委員の人事議案でございます。平成26年5月より約7年間、代表監査委員として御尽力いただきました、外園豊氏から一身上の都合により、令和3年3月31日をもって辞職する旨の届が提出されましたことから、すぐれた見識を有するものとしまして、新たに井上和宏氏を監査委員として選任するものでございます。参考資料としまして、経歴を記載しておりますが、簡潔に紹介いたします。井上氏は元国税局職員で、現在は税理士としてご活躍されています。また、今後は、ご自身の経験を生かし、地域のために貢献したいとおっしゃつておられ、すぐれた見識を有する者として、代表監査委員に適任と考えております。以上で第13号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

それでは、本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。本案は人事案件でございますので、討論を省略いたします。これより、第13号議案について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第13号議案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第5、第14号議案 専決処分の承認についてを議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

第14号議案について説明いたします。議案書の14ページをお開きください。専決処分の承認について 損害賠償の額を定めることについて、令和3年3月17日付けで専決処分したので報告し承認を求める。令和3年4月22日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

1、相手方 宗像市青葉台2丁目44番11号 田中成利

2、損害賠償額 59万700円（うち59万700円保険負担）

3、提案理由 損害を賠償するに当たり、その額を定めることについて、議会の議決を求める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

本件は、当組合公用車の物損事故に係る損害賠償についての専決処分に対する承認議案でございます。参考に事故の概要を記載しております。令和3年2月4日木曜日の16時30分、宗像市曲の寺田橋付近において、宗像浄化センターの施設管理業務を委託しております、株式会社ケイ・イー・エス宗像事業所の社員が、業務遂行に当たり、当組合から貸出している公用車、軽トラックを運転していたところ、荷台に積載していた塩ビパイプが、固定するロープの緩みにより脱落し、対向車両に接触、相手方車両に損害を負わせております。相手方の運転手及び同乗者にけがはなく、警察も物損事故として取り扱っております。

今回の事故は、公用車を運転していた受託事業者の積載物の固縛方法が十分でなかつたことが原因でございます。事故を受け、当組合としまして受託事業者に対し、相手方に誠意を持って対応すること、再発防止に向けた取り組みを行うことを指導しました。相手方車両に与えた損害の賠償につきましては、当組合が加入しております保険会社、全国市有物件災害共済会を通じ、相手方と協議を行い、3月10日、示談書の提示を受けました。示談内容は、事故の責任割合は、当組合側が100%であること、損害賠償額は59万700円であることです。賠償額は、相手方車両の修理代及び修理時の代替車両のリース代の合計です。なお、賠償額は、車両保険により全額支払われることから、当組合として実費の支出はありません。

本来、事故に係る損害賠償額につきましては、地方自治法第96条第1項第13号に規定する、議決案件として議会にお諮りし、議決いただき決定するところですが、相手方車両の修理費用等を遅延なく支払うため、早急に示談書を締結する必要があったことから、同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分として、3月17日に示談書を取り交わしております。以上で第14号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。横山議員。

#### ○横山議員

質問いたします。これは企業負担、運転した瑕疵について、これを当組合としては求めたのかです。またあつたのなら、何割なのか、そして、ないのなら、その責任がないというその見解の理由を知りたいです。それと、再発防止、事故防止ということですが、どのように、ロープワークの徹底とか、そういうことをちゃんと教育しているのかということをお聞きしたい。

#### ○江上議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

まず1点目でございます。浄化センターの管理業務に当たりまして、必要な公用車については無償で貸し出す旨、委託契約書に定めておりまして、その前提として、当組合で車両保険に加入している状況でございます。その理由としましては、当組合であれば、地方自治体向けの非常に安価な車両保険に加入できることから、結果的に、委託契約の中で受託者に加入させるよりも、総合的なコストが削減できるためでございます。浄化センターの管理業務にかかる委託契約の中で、当組合が貸与した公用車において事故を起こし、損害を与えた場合、事故が受

託者の故意または重過失により当組合または第三者に対し損害を与えた場合を除き、当組合が加入する自動車保険契約が適用される範囲において当組合が負担するという旨を定めております。今回の事故は故意または重過失ではないと判断し、この定めに基づき、当組合が加入する、自動車保険にて負担しているものでございます。

また、2点目でございますが、受託事業者に対しまして、当組合のほうから、再発防止に向けた取り組みを行うことを指導しております。これを受けまして、受託事業者では、相手方に対し、自宅を訪問し、謝罪を行うなど誠意ある対応をとっております。また、事故の事例を用いた安全運転教育、積載物の固縛方法の教育、運転前の複数人数による確認など、再発防止対策に取り組んでいるところでございます。以上です。

#### ○江上議長

はい、横山議員。

#### ○横山議員

重過失じゃなかったらというお話とその金額が少額だからというお話ですが、その度合いですよね。金額は幾らだったら負担になるのかというようなことを、重過失、いわゆる人身とかいうことでしょうが、積んでいる荷物が塩ビ管だったからこういうことでしうけどね。例えば、機械だったら、ロープの南京結びぐらいじゃほどけるわけですから、ラチケットすると思うんです。そういうところの徹底がないから、要するに、軽く絞めたぐらいで走ったんだろうと思うんです。だから、これは小さな過失であっても大きな事故につながるということを重々指導していただいて、これ税金ですのでね、考えていただきたいと思います。その金額の部分と、重過失の度合いをもう1回説明願います。

#### ○江上議長

はい。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

金額の部分についてですが、当組合が加入しております自動車保険の範囲内、この部分については当組合を、それを超えた場合の相手方の示談内容になれば、受託事業者が支払うというふうな取り決めになっております。

具体的な額につきましては車両保険の中での相手方への物損事故、また人身事故への対応額がございますので、その範囲を超えた場合という形になります。

それと、受託事業者につきましては、当組合のほうから再発防止に向けた指導、先ほど申しましたような指導を行っておりまして、今回はたまたま相手方のけがも軽く済んでございますけども、そういったことが二度と起きないよう、重々注意してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○江上議長

ちょっとよろしいですか。今の横山議員の質疑は、その再発防止で具体的にどのようなことをということだろうと捉えたのですが、今後二度とというようなことではなくて、具体的にどのような指導をなさったのかをご答弁いただきたいと思います。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

指導といいたしましては、先ほど申しましたけども、いろんな事故事案を用いた安全運転教育、研修の徹底、積載物の固縛方法の教育、それと、運搬前に1人だけではなく複数人数で確認す

るという旨の指導を行っております。以上でございます。

○江上議長

よろしいですか。横山議員。

○横山議員

これは59万700円ですよね、保険料が。私が言いたかったのは、これが例えば人身も含めたところで、金額で、やっぱり示談が成立しないということになったときに、200万300万円ということになつたら、負担割合はどういうふうになるのかという、その限度額を私は知りたかったです。そういうことを徹底することによって、委託されている会社のほうも、気をつけてすると思うんですよね、運転も。例えば、1時間乗る場合に、30分たつたら、もう1回荷造りを確認するとか。ロープワークでも、ただくるくる回すだけではなく、しっかり何回も巻いてほどけないようにするとか、そういうことを徹底的に指導しないと、また再発したときに、今度は塩ビパイプじゃなくて、金属の、例えば100ぐらいの口径の金属が転げたら車でも壊れます。例えば、そこに高齢者の方が歩いていたとしたら、死亡事故につながるかもしれません。そういうことをしっかりと把握していただいて、教育に当たってほしい。

○江上議長

向井総務係長。

○向井総務係長

総務課総務係長向井でございます。先ほど横山議員からのご質問あった、責任の範囲と言つたところについて答弁させていただきます。局長が申したとおり、私どもが今加入している公用車の保険が全国市有物件災害共済会といった、全国の自治体等がよく入っているような、車両保険になっております。そこにつきまして、いわゆるその免責事項をお話しさせていただきますと、主なものといたしまして、共済のお金をお支払いしない場合といったところには、故意重過失による損害、これが定義をされておりまして、運転手が故意又はその重過失による損害を与えた場合は、委託事業者の方が支払うといった流れです。重ねてこの重過失の定義でございますけれども、昭和32年7月に最高裁で判例が出ております。判例の内容を読み上げさせていただきます。重過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、僅かの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することが出来た場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意不足での状態のことです。これをもつて保険会社と責任の所在を確認していくような形になってこようかと思います。以上でございます。

○江上議長

よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

はい。他にないようでございますので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。ご意見ないようですので討論を終結します。これより第14号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第14号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定に基づき、議長に御一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に御一任いただくことに決定いたしました。以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和3年第1回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。